

議案第 58 号

愛西市市立学校設置条例の一部改正について

愛西市市立学校設置条例（平成 17 年愛西市条例第 75 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 28 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、立田南部小学校福原分校を廃止するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市市立学校設置条例の一部を改正する条例

愛西市市立学校設置条例（平成17年愛西市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表のうち1 小学校の表立田南部小学校福原分校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正）

2 愛西市学校体育施設の開放に関する条例（平成17年愛西市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。